

# 危険物 しっかりまもるっ 使い方



## 「まあいいか」は危険です!!



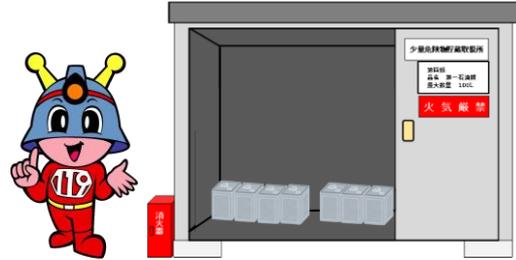
# 工事中建物での塗料などの保管について

東京消防庁予防部危険物課

## 1 はじめに

新築工事中の工事現場では、危険物を含む多量の塗料等が扱われることが多いと思います。

危険物に該当する塗料や接着剤などを法令で定める数量以上を保管する場合、法令の基準を満たした保管庫等で保管する必要があります。



## 2 塗料等の保管について

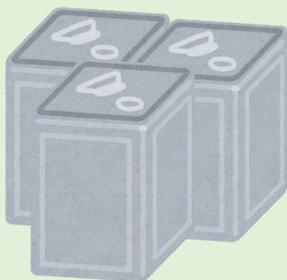
危険物に該当する塗料や接着剤などは、法令で定める数量を超えないように管理するか、法令で定める数量を超える場合は、事前に届出や許可申請をして、保管庫を設置してください。

事前に届出や許可申請をせずに法令で定める数量以上を保管した場合、消防法令違反となります。

法令で定める数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、それが一時的なものであっても、申請が必要となります。

また、塗料等の危険物が無造作に置いてあると、万が一火災が発生した場合に、延焼拡大により作業員が逃げ遅れる場合があります。

事故を未然に防ぐためには、危険物を適正に管理することが重要です。



### ○違反事例

新築建物の工事現場において、危険物に該当する塗料等が1,500L以上保管されていたものです。

### ○経緯

毎日、必要だけを運び込むのが面倒であったため、作業効率を優先し、現場内に大量に保管していました。

ご不明な点がございましたら、お近くの消防署にご相談ください。

～6月6日から12日は危険物安全週間～

